

＜転ばぬ先の事例集＞

マイナンバー（個人番号）の取得や保管の場面で、トラブルが起きそうな事例を紹介します。

1 利用目的に関するもの

○ 利用範囲外のマイナンバー（個人番号）の提供をめぐる事例

リサイクルショップに中古品の買取を依頼し、契約書締結に際して本人確認書類の提示を求められたが、運転免許証等を持っていない旨説明したところ、店員からマイナンバー（個人番号）の提示を求められた。

- ✓ マイナンバー（個人番号）の利用範囲については、番号法第9条に規定される「別表第1」に掲げられた事務に限定されており、この利用範囲に該当しないのであれば、マイナンバー（個人番号）を利用することはできません。
- ✓ マイナンバー（個人番号）の提供の求めについては、番号法第15条において、番号法第19条に規定する特定個人情報の提供ができるものとして限定的に定められている場合以外には、マイナンバー（個人番号）の提供を求めることはできません。本件の場合、利用範囲に該当しないので、マイナンバー（個人番号）の提供を求めることはできません。

○ 利用目的の明示に関する事例

株取引を始めるため金融機関で証券口座を開設しようとしたところ、関係書類と併せてマイナンバー（個人番号）の提供を求められたため、その利用目的や提供を求める根拠を確認したが、社内規定で定められているとの説明しかなかった。

- ✓ 金融機関は、税務当局に提出する法定調書にマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。このため、新たに証券口座を開設する場合、口座を開設する金融機関にマイナンバー（個人番号）を提供する必要があります。
- ✓ 金融機関は、顧客からマイナンバー（個人番号）の提供を受けるに当たり、本人に対し利用目的をあらかじめ明示する必要があります。明示の方法としては、個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類

の提示等が考えられます。

- ✓ なお、事業者（金融機関）は、個人情報保護法第 15 条第 1 項の規定に基づき、マイナンバー（個人番号）の利用目的について、本人が自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があります。

2 委託に関するもの

○ 委託先に関する事例

勤務先からマイナンバー（個人番号）の提供を求められ、安全管理措置について勤務先に問い合わせたところ、委託業者に任せているので委託先に問い合わせるよう言われ、委託業者に問い合わせたが、答えられないと言われた。

- ✓ 番号法では、「個人番号利用事務等の全部又は一部」について委託をすることが認められており、委託元は番号法第 11 条において、「必要かつ適切な監督」を委託先に行うことが求められます。なお、ガイドラインにおいて、「必要かつ適切な監督」に関する具体的な指針が定められています。

○ クラウドサービスをめぐる事例

勤務先からマイナンバー（個人番号）の提出を求められた際に、マイナンバー（個人番号）の保管はクラウド上でっており、そこで漏えいが起きても、会社として責任は取れないと言われた。

- ✓ 事業者は、番号法第 12 条に規定される「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置」（安全管理措置）を講じる必要があります。
- ✓ 特定個人情報の取扱いに関し、クラウドサービス契約のような外部の事業者を活用する場合には、クラウドサービス業者が契約内容を履行するに当たってマイナンバー（個人番号）をその内容に含む電子データを取り扱うかどうかによって委託に該当するかどうか判断されます。委託に該当する場合には、委託先であるクラウドサービス業者は安全管理措置を講ずる必要があります、委託元である事業者は番号法第 11 条に規定される「必要かつ適切な監督」を委託先に行うことも、併せて必要になります。

3 労使関係に付随するもの

○ マイナンバー（個人番号）を提出しなかったことによる不利益に関する事例

勤務先からマイナンバー（個人番号）の提供を求められ、難色を示したところ、勤務先から、マイナンバー（個人番号）の提供がなければ解雇したり、賃金を支払わないと言われた。

- ✓ 社会保障・税に関する書類へのマイナンバー（個人番号）の記載は、法令で定められた事業主の義務となっており、事業主は、マイナンバー法に基づき、従業員に対してマイナンバー（個人番号）の提供を求めることができます。
- ✓ 従業員も、事業主から、法律に基づく正当なマイナンバー（個人番号）の提供の求めがあった場合には、これに応じるようお願いします。
- ✓ マイナンバー（個人番号）を提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります。
- ✓ 職場で起きた労働問題については、都道府県労働局や労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにご相談ください。

4 証券取引に付随するもの

○ 証券口座に関する相談

証券口座を持っている証券会社から、税の手續に必要であるとして、マイナンバー（個人番号）の提供を求められ、提供がなければ口座を凍結すると言われた。

- ✓ マイナンバー（個人番号）の取扱いに関しては、証券取引において、提供が必要となる場合があります。所得税法の規定によるものであり、内閣官房のマイナンバーHP 等をご参照下さい。
- ✓ 口座を凍結すると言われたことについては、取引証券会社の相談窓口にご相談下さい。